

令05原機(P)002

令和5年5月25日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口正範(公印省略)

核燃料物質の使用施設等の使用前確認申請書

核燃料物質の使用施設等について使用前確認を受けたいので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項及び核燃料物質の使用等に関する規則第2条の5第1項の規定に基づき、別紙のとおり使用前確認の申請をいたします。

氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては、その代表者の氏名	名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1 代表者の氏名 理事長 小口 正範
工場又は事業所の名称及び所在地	名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 住 所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲	<p>動力炉・核燃料開発事業団が昭和44年7月24日付け44動燃(業)147をもって申請し、昭和44年8月28日付け44原第4057号をもって使用の変更の許可を受け、その後、昭和55年7月7日付け55動燃(安)28をもって申請し、昭和55年8月25日付け55安(核規)第374号をもって使用の変更の許可を受け、その後、昭和58年8月10日付け58動燃(安)060をもって申請し、昭和58年11月15日付け58安(核規)第710号をもって使用の変更の許可を受け、その後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が平成28年12月26日付け28原機(サ保)072をもって申請(平成29年8月21日付け29原機(サ保)039をもって一部補正)し、平成29年10月6日付け原規規発第1710066号をもって使用の変更の許可を受け、その後、令和4年8月30日付け令04原機(サ保)075をもって申請(令和4年12月26日付け令04原機(サ保)106をもって一部補正)し、令和5年2月6日付け原規規発2302066号をもって使用の変更の許可を受けた核燃料物質の使用施設等</p> <p>プルトニウム燃料第二開発室のうち、 使用施設の位置、構造及び設備のうち、 使用施設の設備のうち、 ユーティリティ設備及び安全管理設備のうち、 安全設備のうち、</p> <p>(1) 窒素消火設備 (NF ライン) 旧グローブボックスNo.W-4 用、W-5 用、W-6-1 用及びW-6-2 用</p> <p>安全設備のうち、放射線管理用測定機器のうち、</p> <p>(2) α線用空気モニタ 旧α-3</p> <p>廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、 気体廃棄施設のうち、 気体廃棄施設の設備のうち、</p> <p>(3) 排気配管 旧グローブボックスNo.W-4 用、W-5 用、W-6-1 用及びW-6-2 用</p> <p>固体廃棄施設のうち、 固体廃棄施設の構造のうち、 プルトニウム燃料第二開発室のうち、</p> <p>(4) 固体廃棄物保管室(3) (F-104)</p> <p>(5) 濡式室(1) (A-104) *</p>

使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量	該当なし
使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法	別紙－1に示す。
使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類	別紙－2に示す。
使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の3及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則に適合するように策定した核燃料物質使用施設保安規定第I編第12条に示す「核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（QS-P11）」により、工事の品質管理を行う。
使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は使用施設等の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときには、その使用の期間及び方法	該当なし

※使用施設の旧グローブボックスNo.W-4 設置場所を含む。

添付書類

- 添付－1 工事の工程に関する説明書
- 添付－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
- 添付－3 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書
- 添付－4 使用施設等の技術基準等への適合に関する説明書
- 添付－5 使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書

使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法

1. 使用施設等の設計

(1) 火災等による損傷の防止

① 対象設備

- ・窒素消火設備 (NF ライン) (旧グローブボックスNo.W-4 用、W-5 用、W-6-1 用及びW-6-2 用)

② 仕様等

- ・撤去箇所について、使用変更許可申請書 添付書類1 図3-1に示すとおり、閉止処置が実施されており、系統が整合していること。

③ 施工条件・結果及び検査の技術基準は、添付-4のとおり。

(2) 廃棄施設

① 対象設備

- ・排気配管 (旧グローブボックスNo.W-4 用、W-5 用、W-6-1 用及びW-6-2 用)
- ・固体廃棄物保管室(3) (F-104) 、湿式室(1) (A-104) の一部

② 仕様等

a) 排気配管に関する仕様等

- ・排気口以外の箇所において、気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

b) 固体廃棄物保管室(3) (F-104) 、湿式室(1) (A-104) の一部に関する仕様等

- ・放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。
- ・放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、施錠又は立入制限の措置が講じられたものであること。

・放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、標識が設けられていること。

・容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所は、標識が設けられていること。

・保管廃棄施設の区画面積が使用変更許可申請書 添付書類1 表22-2に示す保管するため必要な面積を満たすこと。

③ 施工条件・結果及び検査の技術基準は、添付-4のとおり。

(3) 核燃料物質による汚染の防止

① 対象設備

- ・ α 線用空気モニタ（撤去した検出部及び現場警報器）が設置されていた固体廃棄物保管室(3) (F-104) の壁
- ・撤去した旧グローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1及びW-6-2が設置されていた固体廃棄物保管室(3) (F-104) 、湿式室(1) (A-104) の床

② 仕様等

- ・管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げたものであること。（撤去箇所について、汚染の除去に支障のない処置を行う。）

③ 施工条件・結果及び検査の技術基準は、添付－4のとおり。

2. 使用施設等の工事の方法

グローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1 及び W-6-2 の撤去、固体廃棄施設（保管廃棄施設）の増設及び α 線用空気モニタ（旧 α -3）の撤去に係る工事の方法及び手順を以下に示す。

2.1 グローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1 及び W-6-2 の撤去

グローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1 及び W-6-2 の撤去は、撤去に係る使用変更許可申請書（平成 28 年 12 月 26 日付け 28 原機（サ保）072 をもって申請（平成 29 年 8 月 21 日付け 29 原機（サ保）039 をもって一部補正）し、平成 29 年 10 月 6 日付け原規規発第 1710066 号をもって使用の変更の許可）の参考資料（解体撤去に係る安全性について）に則し、①解体撤去を行うための措置、②汚染のない撤去対象設備の解体撤去、③汚染のある撤去対象設備の解体撤去を実施した。

使用前検査 (外) (品)

記号：(外) 外観検査

(品) 品質マネジメントシステムに係る検査

2.2 固体廃棄施設（保管廃棄施設等）の増設

グローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1及びW-6-2の撤去が終了した固体廃棄物保管室(3) (F-104)、湿式室(1) (A-104)の一部に固体廃棄施設（保管廃棄施設）を増設した。また、湿式室(1) (A-104)の容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所の一部を移動した。

使用前検査 (据) (品)

記号：(据) 据付・外観検査

(品) 品質マネジメントシステムに係る検査

2.3 α線用空気モニタ（旧α-3）の撤去

α線用空気モニタ（旧α-3）は、検出部（検出端（採取口）、検出器）・現場警報器の撤去及び信号・電源ケーブルの解線を行った。

放射線監視盤は、α線用空気モニタ（旧α-3）単体で使用するモジュール類（波高分析器（SCA）及び計数率計（DRM））の撤去及び信号・電源ケーブルの解線を行った。

アンシェータ盤は、α線用空気モニタ（旧α-3）に係る信号ケーブルの解線を行った。

α線用空気モニタ

検出部・現場警報
器の撤去、信号・
電源ケーブル類の
解線

放射線監視盤

モジュール類の撤
去、信号・電源ケ
ーブル類の解線

アンシェータ盤

信号ケーブル類の
解線

使用前検査 (外) (状) (品)

記号：(外) 外観検査

(状) 状態検査

(品) 品質マネジメントシステムに係る検査

使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類

期　日	場　所	種　類		
		検査の方法 ^{*1}	技術基準	検査対象 (検査名称)
令和5年6月26から30日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料第二開発室 図1-1から1-3参照	第1号	第22条 廃棄施設	・排気配管（旧グローブボックスNo.W-4用、W-5用、W-6-1用及びW-6-2用） (外観検査) ・固体廃棄物保管室 (3) (F-104) 及び湿式室(1) (A-104) (据付・外観検査)
		第1号	第23条 核燃料物質等による汚染の防止	・固体廃棄物保管室 (3) (F-104) 及び湿式室(1) (A-104) の壁及び床の一部 (外観検査)
		第1号	— ^{*2}	・窒素消火設備 (NFライン) (旧グローブボックスNo.W-4用、W-5用、W-6-1用及びW-6-2用) (外観検査)
		第2号	— ^{*3}	・ α 線用空気モニタ (状態検査)
		第3号	—	・全般 (品質マネジメントシステムに係る検査)

※：工事の工程を添付-1に示す。

※：検査対象の概略図等を図1-4から1-8に示す。

*1：核燃料物質の使用等に関する規則第2条の2に規定する使用前検査の方法の該当号を示す。

第1号 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

第2号 機能及び性能を確認するために十分な方法

第3号 その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

*2：窒素消火設備 (NFライン) の撤去後の状態が使用変更許可申請書の図面と整合することを目的に実施するものである。詳細は、添付-4 9.1参照。

*3： α 線用空気モニタ (旧 α -3) の撤去工事が既存の α 線用空気モニタ (α -1, 2及び α -6～10) 等の機能へ影響を与えていないことを目的に実施するものである。詳細は、添付-4 17.1参照。

図1-1 プルトニウム燃料第二開発室の位置

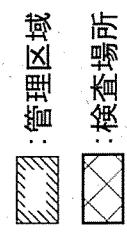
-----で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。

図1-2 検査場所(プルトニウム燃料第二開発室 1階)

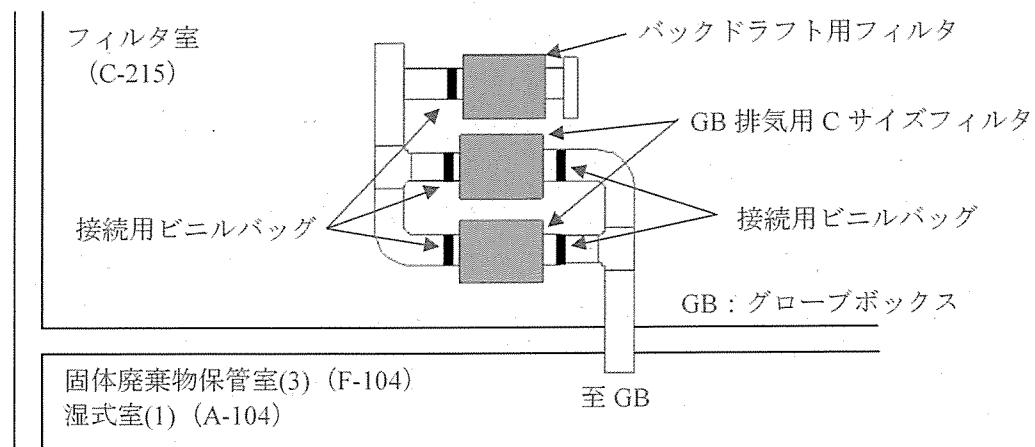
■ : 管理区域
△ : 検査場所

■で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。

図1-3 検査場所（プルトニウム燃料第二開発室 2階）



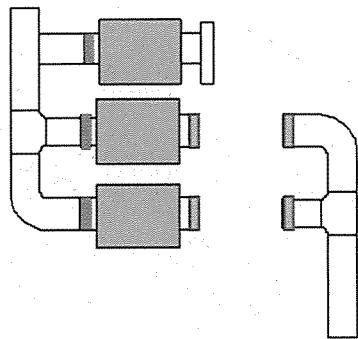
-----で囲った箇所は核物質防護情報が含まれているため、非公開とします。



【排気配管の設置例（撤去前）】

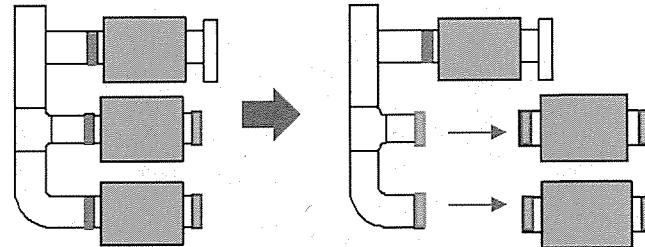
①GB側配管の切り離し

接続用ビニルバッグをシール後、
切り離しを実施。(ビニルバッグに
による閉止措置)



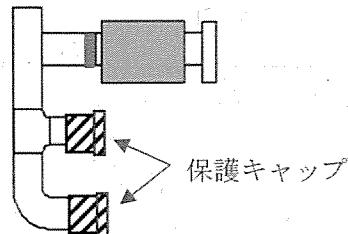
②施設側配管とGB排気用Cサイズフィルタの切り離し

接続用ビニルバッグをシール後、切り離しを実施。(ビニル
バッグによる閉止措置)
なお、バックドラフト用フィルタは残す。



③切り離し部への保護（閉止）キャップの取り付け

保護キャップを取り付け、周囲をビニルテープで固定。



【排気配管の閉止処置（撤去後）】

図1-4 排気配管の閉止処置図

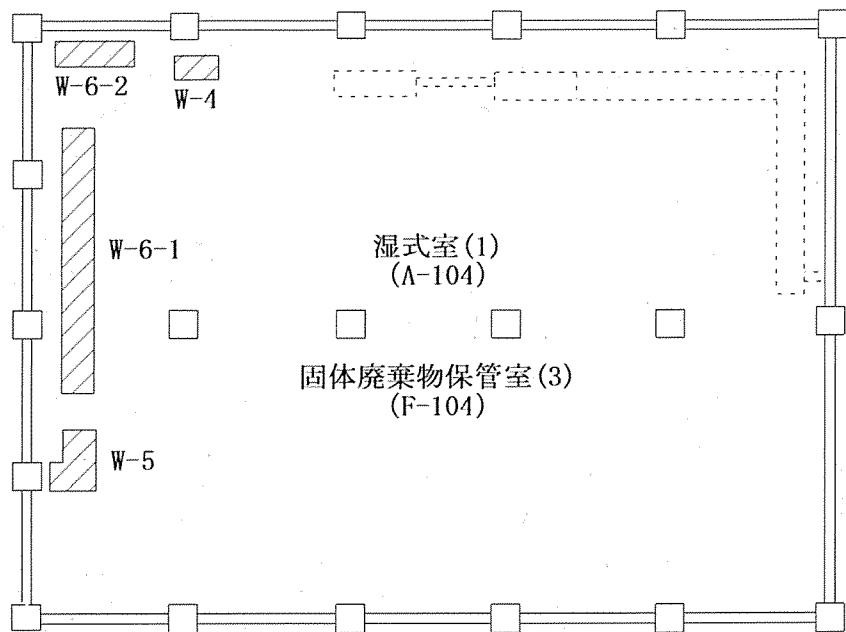


図 1-5 旧グローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1、W-6-2 配置概略図

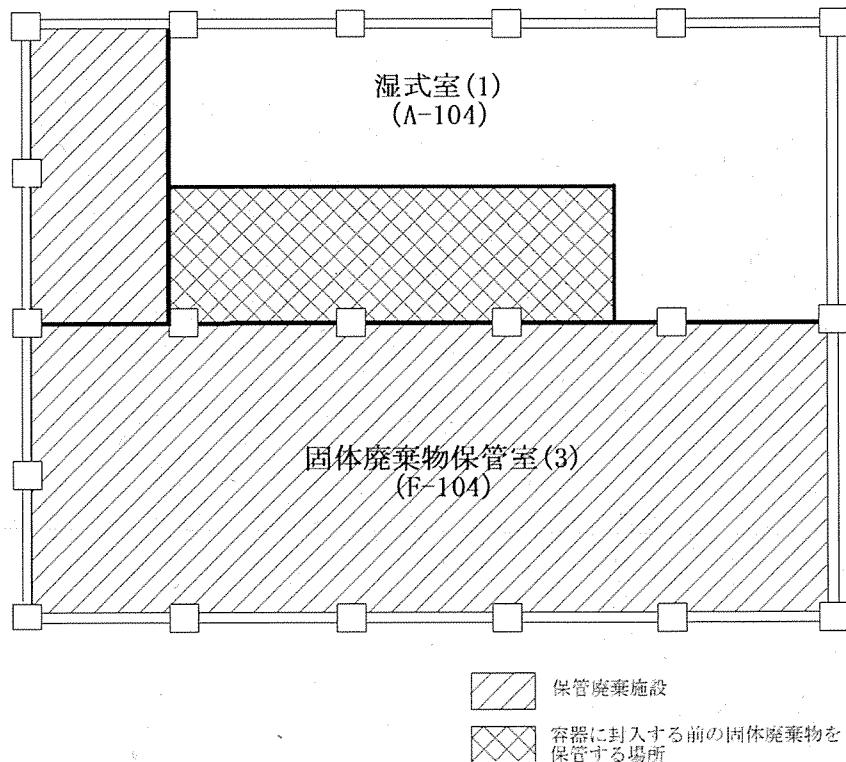
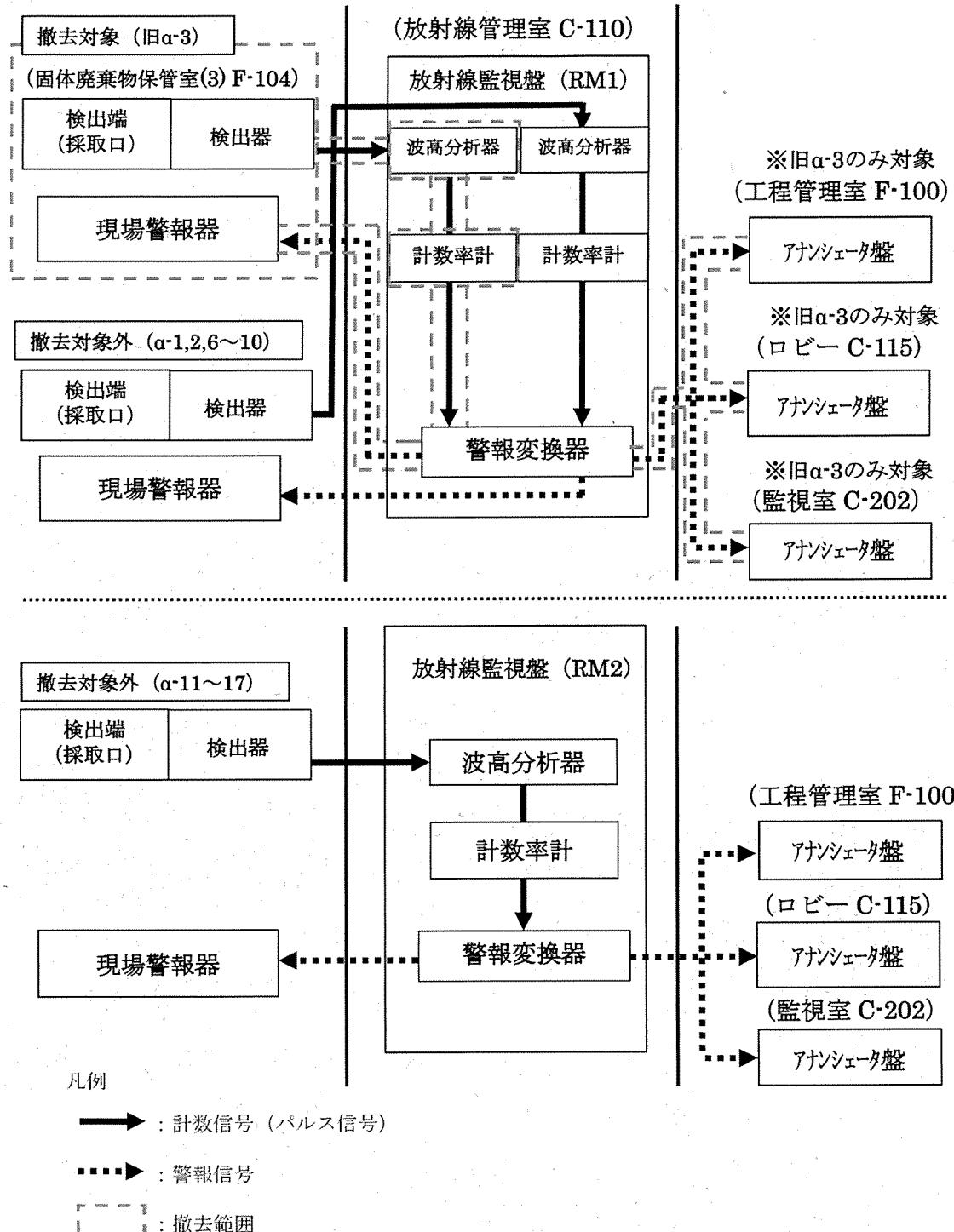


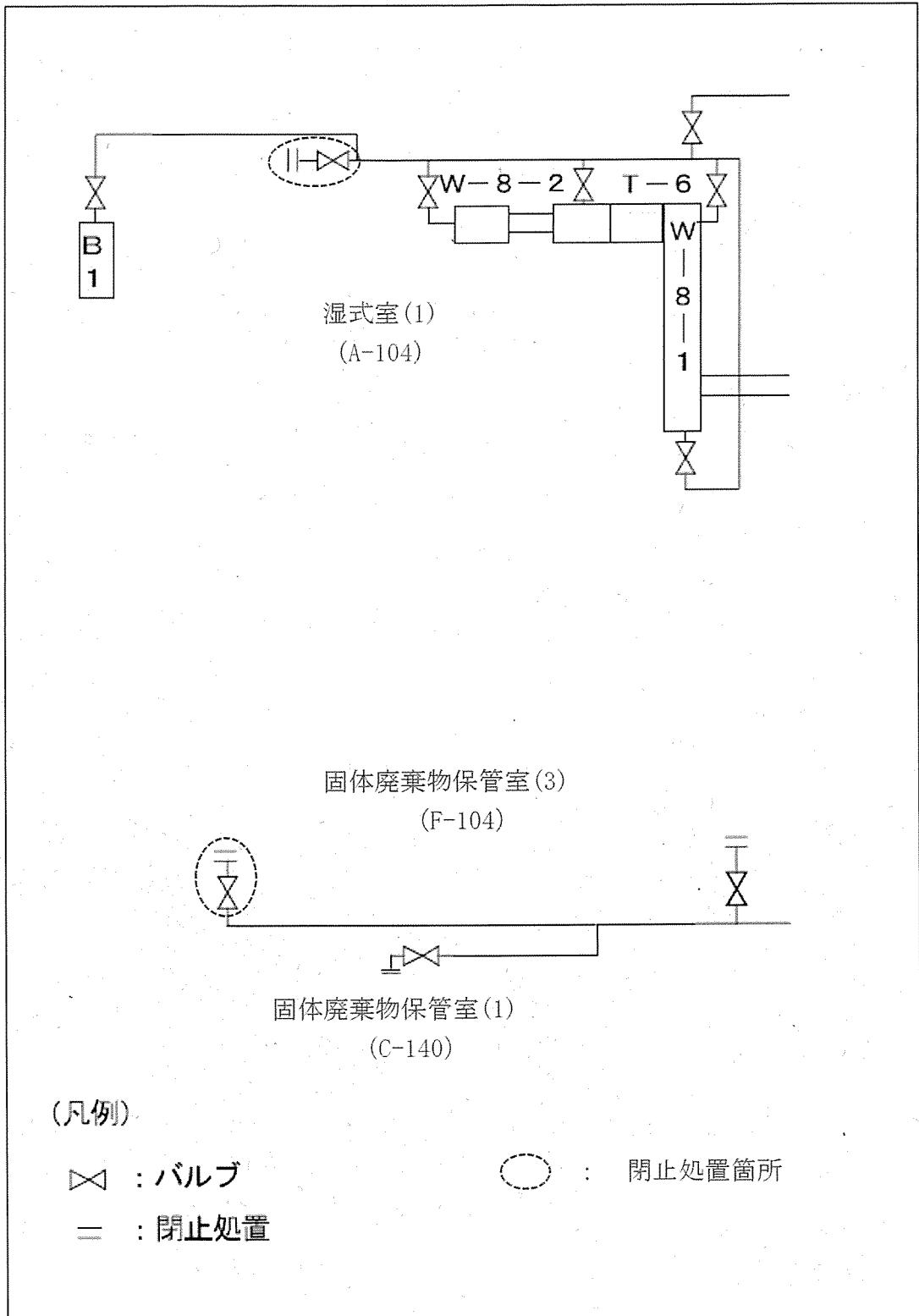
図 1-6 固体廃棄施設概略図



※：撤去範囲内の計数及び警報信号のケーブルについては各機器等の入出力部の解線のみの実施である。

ただし、放射線監視盤 (RM1) 内の波高分析器、計数率計、警報変換器の間の警報信号ケーブルは、撤去した。

図 1 - 7 α 線用空気モニタの構成図



本図は使用変更許可申請書 添付書類1 図3-1 室素消火系統図 (NF ライン) から検査対象部分を抜粋し、一部加筆等したものである

図1-8 室素消火設備 (NF ライン) の処置概略図

工事の工程に関する説明書

核燃料物質の使用等に関する規則第2条の2第1項による使用前検査の実施について、第1号「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」、第2号「機能及び性能を確認するために十分な方法」及び第3号「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」に関する工程は以下のとおり。

年月 設備	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度		
	4 月	7 月	10 月	1 月	4 月	7 月	10 月	1 月	4 月	7 月	10 月	1 月	4 月	5 月	6 月
○グローブボックス No.W-4, 5, 6-1 及び 6-2 の撤去					工事期間										使用前検査※1 ↔

年月 設備	令和5年度		
	4 月	5 月	6 月
○固体廃棄施設（保管廃棄施設等）の増設	工事 ▼		使用前検査※2 ↔

年月 設備	令和4年度			令和5年度		
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
○α線用空気モニタ（旧α-3）の撤去			工事 ▼			使用前検査※3 ↔

使用前検査

品質マネジメントシステムに係る検査（第3号検査）：※1、※2、※3

外観検査（立会検査（一部記録検査））（第1号検査）：※1、※3

据付・外観検査（立会検査）（第1号検査）：※2

状態検査（立会検査（一部記録検査））（第2号検査）：※3

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

放射線管理については、「核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定」に基づき、以下のとおり実施する。具体的な管理については下部要領である「核燃料物質使用施設放射線管理基準」に基づき実施する。

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、被ばく低減及び汚染拡大防止のため、工事エリアのサーベイを実施するとともに、表面密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策を講ずる。また、必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査に係る者に対し、防護具の適切な着用及び被ばく管理について指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量は、所定の個人被ばく線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料第二開発室

- ・管理区域：固体廃棄物保管室(3) (F-104)、湿式室(1) (A-104)、
放射線管理室 (C-110)、工程管理室 (F-100)、フィルタ室 (C-215)
- ・非管理区域：ロビー (C-115)、監視室 (C-202)

施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

施設管理の重要度（保全重要度）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の「保全文書の策定等に関するガイド（保全文書ガイド）」を参考に、「高」・「中」・「低」の3区分に分類している。本確認申請の対象施設であるプルトニウム燃料第二開発室は、安全上重要な施設がないため、最高区分は「中」となり、対象設備を下表に示す。

また、機構の「保安活動指標（P I）の設定評価に関するガイド（P I 設定評価ガイド）」を参考に策定した「核燃料サイクル工学研究所 保安活動指標（P I）設定評価要領」及び「プルトニウム燃料施設品質保証 保安活動指標等設定・評価要領書」等に基づき、定量的目標を設定している設備を同表に示す。

保全重要度「中」に該当する設備・機器と本確認申請対象設備との関係

分類 (施設管理上重要なものに限る。)	主な設備・機器	本確認申請の対象	定量的目標の設定
閉じ込め機能	グローブボックス	— (対象外)	無
	排風機（グローブボックス系及びフード系に限る）	— (対象外)	有
非常用電源設備	非常用発電設備	— (対象外)	有
臨界防止設備	臨界警報設備	— (対象外)	有
放射線監視設備	α 線用空気モニタ警報設備	— ^{※1} (対象外)	無
	排気モニタ警報設備	— (対象外)	有

※1： α 線用空気モニタ（旧 α -3）は、 α 線用空気モニタ警報設備の監視機能を兼ねている。そのため、本確認申請の対象外である既存設備に対し、旧 α -3の撤去が影響を及ぼしていないことを確認する。詳細を添付-4-17. に示す。

使用施設等の技術基準等への適合に関する説明書

1. 核燃料物質の臨界防止

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

- 一 核燃料物質の取扱い上の一つの単位(以下この条において「単一ユニット」という。)において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置
- 二 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、单一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置
- 三 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていること。

1. 1 核燃料物質の臨界防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、臨界を防止するための措置、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備に係る変更がないことから、該当しない。

2. 使用施設等の地盤

(使用施設等の地盤)

第五条 使用施設等は、使用許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

2. 1 使用施設等の地盤

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに建屋等を据え付けたものではなく、既設施設の地盤に係る構造等に変更がないため、該当しない。

3. 地震による損傷の防止

(地震による損傷の防止)

第六条 使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 耐震重要施設は、使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

3. 1 地震による損傷の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに建屋等を据え付けたものではなく、地震による損傷の防止に係る構造等に変更がないため、該当しない。

4. 津波による損傷の防止

(津波による損傷の防止)

第七条 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

4. 1 津波による損傷の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに建屋等を据え付けたものではなく、津波による損傷の防止に係る構造等に変更がないため、該当しない。

5. 外部からの衝撃による損傷の防止

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 使用施設等は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

5. 1 外部からの衝撃による損傷の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに建屋等を据え付けたものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る措置に変更がないため、該当しない。

6. 立入りの防止

(立入りの防止)

第九条 使用施設等は、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

- 一 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。
- 二 周辺監視区域の境界には、柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

6. 1 立入りの防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、既設施設の立入りの防止に係る措置に変更がないため、該当しない。

7. 使用施設等への人の不法な侵入等の防止

(使用施設等への人の不法な侵入等の防止)

第十条 使用施設等を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 工場等は、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

7. 1 使用施設等への人の不法な侵入等の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、不正アクセス行為の防止に係る措置に変更がないため、該当しない。

8. 閉じ込めの機能

(閉じ込めの機能)

第十一条 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するよう設置されたものでなければならない。

- 一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
- 二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であって、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。
- 三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄する（保管廃棄する場合を除く。）セル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であって、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。
- 四 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等の外に漏えいするおそれがない構造であること。
- 五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を

適切に維持し得るものであること。

- 六 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄する（保管廃棄する場合を除く。）室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- 七 セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。
- 八 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

8. 1 閉じ込めの機能

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、閉じ込めの機能に関する設備等はないため、該当しない。

排気配管の撤去に係る事項については、19. 廃棄施設に示す。

9. 火災等による損傷の防止

(火災等による損傷の防止)

第十二条 使用施設等は、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

- 一 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあっては、自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設けられていること。
- 二 前号の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものであること。
- 四 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

五 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものであること。

9.1 火災等による損傷の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、消火設備及び警報設備の設置に変更はない。また、新たな設備の据え付けはなく、火災等による損傷の防止に係る変更がないため、該当しない。

ただし、窒素消火設備（NF ライン）の撤去を実施しており、撤去後の状態が使用変更許可申請書と整合していることを確認する。

(2) 検査項目

検査対象	検査項目
窒素消火設備（NF ライン） 旧グローブボックスNo.W-4 用、W-5 用、W-6-1 用及びW-6-2 用	外観検査

(3) 施工条件・結果

窒素消火設備（NF ライン）の撤去後の状態については、使用変更許可申請書添付書類 1 図 3-1 と整合させる。

(4) 技術基準

検査対象	基準
窒素消火設備（NF ライン） 旧グローブボックスNo.W-4 用、W-5 用、W-6-1 用及びW-6-2 用	撤去後の状態について、使用変更許可申請書 添付書類 1 図 3-1 と整合していること。

10. 溢水による損傷の防止

(溢水による損傷の防止)

第十三条 使用施設等は、その施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

10. 1 溢水による損傷の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、溢水防護対象設備に係る変更がないため、該当しない。

11. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止

(化学薬品の漏えいによる損傷の防止)

第十四条 使用施設等は、その施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

11. 1 化学薬品の漏えいによる損傷の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、化学薬品を使用しないため、該当しない。

12. 安全避難通路等

(安全避難通路等)

第十五条 使用施設等には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

12. 1 安全避難通路等

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに安全避難通路等を設けたものではなく、安全避難通路等に係る変更がないため、該当しない。

13. 使用施設等の機能

(使用施設等の機能)

第十六条 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置されたものでなければならない。

- 2 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されたものでなければならない。
- 3 使用施設等に属する設備であって、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。
- 4 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共に用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないよう設置されたものでなければならない。

13. 1 使用施設等の機能

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、安全機能に係る変更がないため、該当しない。

14. 材料及び構造

(材料及び構造)

第十七条 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。
- 二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。
 - イ 不連続で特異な形状でないものであること。
 - ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。
- ハ 適切な強度を有すること。
- ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものによ

り溶接したものであること。

- 2 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

14. 1 材料及び構造

- (1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに容器等の据え付けはないため、該当しない。

15. 貯蔵施設

(貯蔵施設)

第十八条 貯蔵施設は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。

- 一 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられたものであること。
- 二 標識が設けられていること。
- 三 核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（第二十二条第八号において「崩壊熱等」という。）により過熱するおそれがあるものは、必要に応じて冷却のための必要な措置が講じられたものであること。

15. 1 貯蔵施設

- (1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに貯蔵施設を据え付けたものではなく、貯蔵施設に係る変更がないため、該当しない。

16. 汚染を検査するための設備

(汚染を検査するための設備)

第十九条 使用施設等には、密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備えられていなければならない。

16. 1 汚染を検査するための設備

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに汚染を検査するための設備を据え付けたものではなく、汚染を検査するための設備に変更がないため、該当しない。

17. 放射線管理設備

(放射線管理設備)

第二十条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理設備が備えられてなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

- 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排氣中の放射性物質の濃度
- 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
- 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

17. 1 放射線管理設備

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに放射線管理設備を据え付けたものではなく、放射線管理設備に係る変更がないため、該当しない。

ただし、 α 線用空気モニタ（旧 α -3）の撤去を実施しているため、本撤去が既存の α 線用空気モニタ（ α -1, 2 及び α -6～10）に影響を及ぼしていないこと（正常に作動していること）を確認する。また、 α 線用空気モニタと監視機能を兼ねている α 線用空気モニタ警報設備に対して、撤去した旧 α -3の機能が停止していること、 α -1, 2 及び α -6～10の警報機能が正常に作動していることを確認する。

(2) 検査項目

検査対象 ^注	検査項目
α 線用空気モニタ（旧 α -3）	
α 線用空気モニタ（ α -1, 2 及び α -6~10）	状態検査

(3) 施工条件・結果

α 線用空気モニタ（旧 α -3）の撤去において、既存の α 線用空気モニタに影響を与えないように実施する。

(4) 技術基準

検査対象 ^注	基準
	α 線用空気モニタ（旧 α -3）が撤去されていること。 α 線用空気モニタ（ α -1, 2 及び α -6~10）が正常に作動していること。
α 線用空気モニタ（旧 α -3） α 線用空気モニタ（ α -1, 2 及び α -6~10）	α 線用空気モニタ（旧 α -3）と監視機能を兼ねている α 線用空気モニタ警報設備（旧 α -3）の警報表示盤（アンシェータシステム アンシェータ盤）に機能停止の表示がされていること。 α 線用空気モニタ警報設備（ α -1, 2 及び α -6~10）の警報作動状態に異常がないこと。

注： α 線用空気モニタと監視機能を兼ねている α 線用空気モニタ警報設備を含む。

なお、 α 線用空気モニタ（ α -1, 2 及び α -6~10）は、撤去した α 線用空気モニタ（旧 α -3）の撤去工事が、その機能に影響を与えていないことを確認するものであり、別紙に示す使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲に該当するものではない。

既存の α 線用空気モニタは、 α -1, 2 及び α -6~17 の 14 式あるが、旧 α -3 と同じ放射線監視盤に接続されている α -1, 2 及び α -6~10 の 7 式を検査対象とする。

18. 安全回路

(安全回路)

第二十一条 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていないなければならない。

18. 1 安全回路

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに安全回路を設けておらず、安全回路に係る事項に変更がないため、該当しない。

19. 廃棄施設

(廃棄施設)

第二十二条 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空気中、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設けられていること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 六 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。
- 七 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その

他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられたものであること。

八 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であって、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものであること。

九 標識が設けられていること。

19. 1 廃棄施設(1)

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、第3号については、排気配管の撤去を実施したため、該当する。本要求事項に対して、以下を満たすことを確認する。

(2) 検査項目

検査対象	検査項目
排気配管 旧グローブボックスNo.W-4用、W-5用、W-6-1用及びW-6-2用	外観検査

(3) 施工条件・結果

排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないよう、撤去箇所の末端部にビニルバッグによる閉止処置を実施し、閉止キャップを取り付ける。

(4) 技術基準

検査対象	基準
排気配管 旧グローブボックスNo.W-4用、W-5用、W-6-1用及びW-6-2用	撤去箇所の末端部にビニルバッグによる閉止処置が実施され、閉止キャップが取り付けられていること。 ビニルバッグによる閉止処置は工事の記録での確認とする。 閉止処置、閉止キャップの取り付けを実施した箇所は、旧グローブボックスNo.W-4用、W-5用及びW-6-2用が各2箇所、旧グローブボックスNo.W-6-1用が4箇所である。

19. 2 廃棄施設(2)

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、第6号、第7号及び第9号については、容器に封入した固体廃棄物を保管する場所（保管廃棄施設）を増設したため、該当する。また、容器に封入する前の固体廃棄物保管場所の一部を変更したことから、当該場所について、第9号が該当する。本要求事項に対して、以下を満たすことを確認する。

(2) 検査項目

検査対象	検査項目
固体廃棄物保管室(3) (F-104)	据付・外観検査
湿式室(1) (A-104)	

(3) 施工条件・結果

容器に封入した固体廃棄物を保管する場所（保管廃棄施設）を区画し、施錠・立入制限の措置を講ずる。区画面積は、使用変更許可申請書添付書類1表22-2に示す保管するために必要な面積（約224m²）を満たすこと。

容器に封入した固体廃棄物を保管する場所（保管廃棄施設）の区画周辺部（固体廃棄物保管室(3) (F-104) は、当該部屋の入口扉部を含む。）等に保管廃棄施設の標識を掲示する。

湿式室(1) (A-104) の容器に封入する前の固体廃棄物保管場所を変更した箇所については、廃棄施設の標識を掲示する。

容器に封入した固体廃棄物を保管する場所（保管廃棄施設）、容器に封入する前の固体廃棄物保管場所は、使用変更許可申請書本文図面 図9-7と整合させる。

旧グローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1及びW-6-2の床面固定用のボルト（アンカーボルト）の残存箇所が容器に封入した固体廃棄物を保管する場所（保管廃棄施設）に支障を及ぼさないように必要な処置を実施する。

(4) 技術基準

検査対象	基準
	保管廃棄施設の区画が設定されていること。 区画面積が、使用変更許可申請書 添付書類 1 表 22-2 に示す保管するために必要な面積（約 224 m ² （ただし、判定基準では「224 m ² を超える」とする。））を満たすこと。
固体廃棄物保管室(3) (F-104) 湿式室(1) (A-104)	施錠できること。 保管廃棄施設の区画周辺部に立入制限の措置が講じられていること。
	保管廃棄施設の区画周辺部（固体廃棄物保管室(3) (F-104) は、当該部屋の入口扉部を含む。）等に保管廃棄施設の標識が掲示されていること。
	湿式室(1) (A-104) の容器に封入する前の固体廃棄物保管場所を変更した箇所について、廃棄施設の標識が掲示されていること。
	保管廃棄施設、容器に封入する前の固体廃棄物保管場所は、使用変更許可申請書 本文図面 図9-7と整合していること。
	旧グローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1 及び W-6-2 の床面固定用のボルト（アンカーボルト）の残存箇所が保管廃棄施設に支障を及ぼさないように必要な処置が実施されていること。

19. 3 廃棄施設(3)

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号については、本申請に係る工事等において変更がないため、該当しない。

20. 核燃料物質等による汚染の防止

(核燃料物質等による汚染の防止)

第二十三条 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

20.1 核燃料物質等による汚染の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、 α 線用空気モニタ（旧 α -3）の検出部及び現場警報器、グローブボックス床面固定用のボルト（アンカーボルト）を撤去したため、該当する。本要求事項に対して、以下を満たすことを確認する。

(2) 検査項目

検査対象	検査項目
固体廃棄物保管室(3) (F-104) 及び 湿式室(1) (A-104) の壁及び床の一部 撤去した α 線用空気モニタ（旧 α -3）の検出部及び現場警報器が設置されていた固体廃棄物保管室(3) (F-104) の壁 旧グローブボックスNo.W-4、W-5、 W-6-1 及び W-6-2 が設置されていた固体廃棄物保管室(3) (F-104) 及び湿式室(1) (A-104) の床	外観検査

(3) 施工条件・結果

管理区域内の床及び壁は除染が容易な材質で仕上げる。（撤去箇所について、汚染の除去に支障のない処置を行う。）

(4) 技術基準

検査対象	基準
固体廃棄物保管室(3) (F-104) 及び 湿式室(1) (A-104) の壁及び床の一 部 撤去した α 線用空気モニタ (旧 α -3) の検出部及び現場警報器が設 置されていた固体廃棄物保管室 (3) (F-104) の壁 旧グローブボックスNo.W-4、W-5、 W-6-1 及び W-6-2 が設置されてい た固体廃棄物保管室(3) (F-104) 及び湿式室(1) (A-104) の床	汚染の除去に支障のない処置が実施され ていること。

21. 遮蔽

(遮蔽)

第二十四条 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

一 通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるよ
うに設置されたものであること。

二 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられているものであること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必
要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものであること。

21. 1 遮蔽

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、遮蔽に係る変更はないため、該当しない。

22. 非常用電源設備

(非常用電源設備)

第二十五条 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備が設けられていないなければならない。

- 一 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備
- 二 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備

22. 1 非常用電源設備

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本申請に係る工事等において、新たに非常用電源設備を据え付けたものではなく、非常用電源設備に係る変更がないため、該当しない。

23. 警報装置等

(警報装置等)

第二十六条 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十二条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

- 2 工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。
- 3 工場等には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線が設けられていなければならない。
- 4 前項の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものでなければならない。

23. 1 警報装置等

本申請に係る工事等において、警報装置及び通信連絡設備に係る変更がないため、該当しない。

24. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第二十七条 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

24. 1 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止

(1) 使用施設等の技術基準及び核燃料物質使用変更許可申請書

本施設において、多量の放射性物質等を放出する事故は想定されないため、該当しない。

25. その他の仕様

許可整合について、1. から 24. に記載した事項以外に確認すべき特段の事項はない。

使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書

使用前検査に係る工事の品質マネジメントについては、「核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定」及び「核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書（QS-P11）」に基づき以下のとおり実施する。

1. 業務の計画及び実施

1. 1 業務の計画

- (1) 工事等を担当する環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長、放射線管理第1課長及び検査等を担当する品質保証課長は、核燃料サイクル工学研究所長、プルトニウム燃料技術開発センター長及び放射線管理部長が策定する業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順書等）を作成して業務を実施する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。
- (3) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長、放射線管理第1課長及び品質保証課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。
 - a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）
 - b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項
 - c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性
 - d) 業務・使用施設等のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準
 - e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録
- (4) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。

1. 2 業務・使用施設等に対する要求事項に関するプロセス

1. 2. 1 要求事項の明確化

- (1) 工事等を担当する環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長、放射線管理第1課長及び検査等を担当する品質保証課長は、次の事項を1. 1に示す「業務の計画」において明確にする。
 - a) 業務・使用施設等に関連する法令・規制要求事項
 - b) 明示されてはいないが、業務・使用施設等に必要な要求事項
 - c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）

1.2.2 要求事項のレビュー

- (1) 工事等を担当する環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長、放射線管理第1課長及び検査等を担当する品質保証課長は、業務・使用施設等に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。
- (2) レビューでは、次の事項について確認する。
 - a) 業務・使用施設等に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務・使用施設等に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する。
- (4) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長、放射線管理第1課長及び品質保証課長は、業務・使用施設等に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。

2. 調達

2.1 調達プロセス

- (1) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。
- (2) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これは、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。
- (3) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、技術的能力や品質管理体制等に関する情報を入手して供給者を評価し、選定する。また、供給者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価する。
- (4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「調達管理要領書」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領「調達先の評価・選定管理要領」に定める。
- (5) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する。

2.2 調達要求事項

- (1) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
 - a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項

- b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項
 - e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項
 - f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g) その他調達物品等に関し必要な要求事項
- (2) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入に関するることを含める。
- (3) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

2. 3 調達製品等の検証

- (1) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、次の事項のうち該当する方法で検証を実施する。
- a) 受入検査（記録確認を含む。）
 - b) 立会検査（供給者先、現地）
 - c) その他（書類審査、受注者監査）
- (2) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項の中で明確にする。

3. 監視機器及び測定機器の管理

- (1) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、業務・使用施設等に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。
- (2) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、監視及び測定の要求事項と整合を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。
- (3) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようとする。
- a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。

- c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
- (4) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・使用施設等に対して、適切な処置を行う。
- (5) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する。
- (6) 環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及び放射線管理第1課長は、規定要求事項にかかる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができるることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立つて実施する。

4. 検査及び試験

- (1) 品質保証課長は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画に従って、適切な段階で事業者検査を実施する。
- (2) 検査及び試験の合格判定基準への適合の証拠となる事業者検査の結果に係る記録を作成し、管理する。
- (3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。
- (4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。
- (5) 品質保証課長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。